

## 宮古圏域地域医療協議会設置要綱

### (設置)

第1条 宮古圏域（宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村）における医療に関する事項について協議することを目的とし、宮古圏域地域医療協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 医療計画の策定に関する事。
- (2) 医療計画の推進に関する事。
- (3) 地域医療構想に関する事。
- (4) その他医療に関する事。

### (組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体等に属する者をもって組織する。

2 前条第3号に規定する事項を協議するときは、岩手県保険者協議会から推薦のあった者を委員に加える。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は保健所長が務め、副会長は委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。

### (会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し会議の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は、岩手県宮古保健所において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、平成30年10月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行当初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月30日までとする。

別表（第3条関係）

区 分	団体等の名称
市町村	宮古市
	山田町
	岩泉町
	田野畑村
関係行政機関	宮古地区広域行政組合消防本部
医療関係団体	一般社団法人宮古医師会
	宮古歯科医師会
	宮古薬剤師会
	公益社団法人岩手県看護協会宮古支部
医療機関	岩手県立宮古病院
	宮古第一病院
	三陸病院
	宮古山口病院
	岩手県立山田病院
	社会福祉法人 <sup>恩賜</sup> <sub>財団</sub> 岩手県済生会岩泉病院
福祉・介護関係団体	宮古・下閉伊地区広域社協連絡協議会
	宮古地区介護支援専門員連絡協議会
保険者協議会	